

労働災害の災害発生状況とその対策について

天草労働基準監督署

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

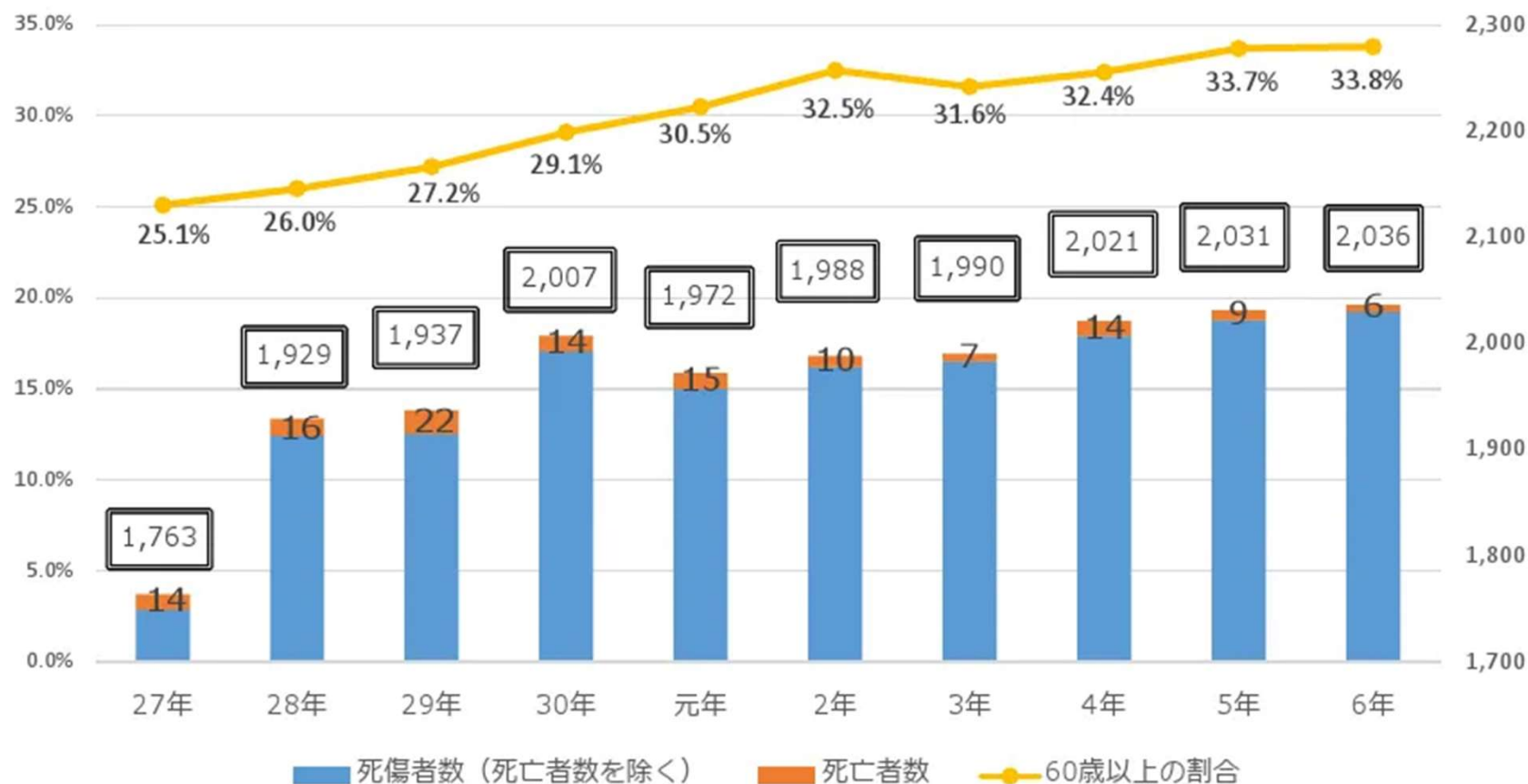
- 近年の労働災害発生状況
- 災害対策好事例
- 熱中症対策の強化

- 近年の労働災害発生状況

労働災害発生状況

熊本県における労働災害の推移（休業4日以上）

労働災害（休業4日以上、新型コロナウイルス感染症を除く）の推移



労働災害発生状況

熊本県における労働災害発生状況の傾向

- 死亡災害は建設業で2名、道路貨物運送業で2名、製造業で1名、その他で1名が亡くなった
- 60歳以上の割合は年々増加している
- 業種別にみると、多い順に社会福祉施設が241人、小売業（233人）、道路貨物運送業（173人）、食料品製造業（151人）である
- 増加数が最も大きいのが、社会福祉施設、次点で医療保健業、旅館業、減少数が大きいのが建築工事業、清掃と畜業、道路貨物業である
- 事故の型別で多いのは転倒、動作の反動、無理な動作（腰痛）、墜落転落、挟まれ巻き込まれである

労働災害発生状況

熊本県における労働災害の推移（休業4日以上）

建設業（土木工事業等）における 死亡労働災害多発緊急警報発令中！

【発令期間：令和7年5月20日から同年7月19日まで】

別添1

熊本県内の令和7年の建設業における死亡災害は、4月末時点で4人（前年同期0人）となっており、大変憂慮すべき事態となっています。また、4人のうち3人が土木工事業においてのものです。

このため、熊本労働局では、建設業、特に土木工事業における労働災害防止対策を徹底するため、特に留意いただきたい事項を裏面のとおり取りまとめました。

各事業場においては、安全衛生活動の点検をお願いします。

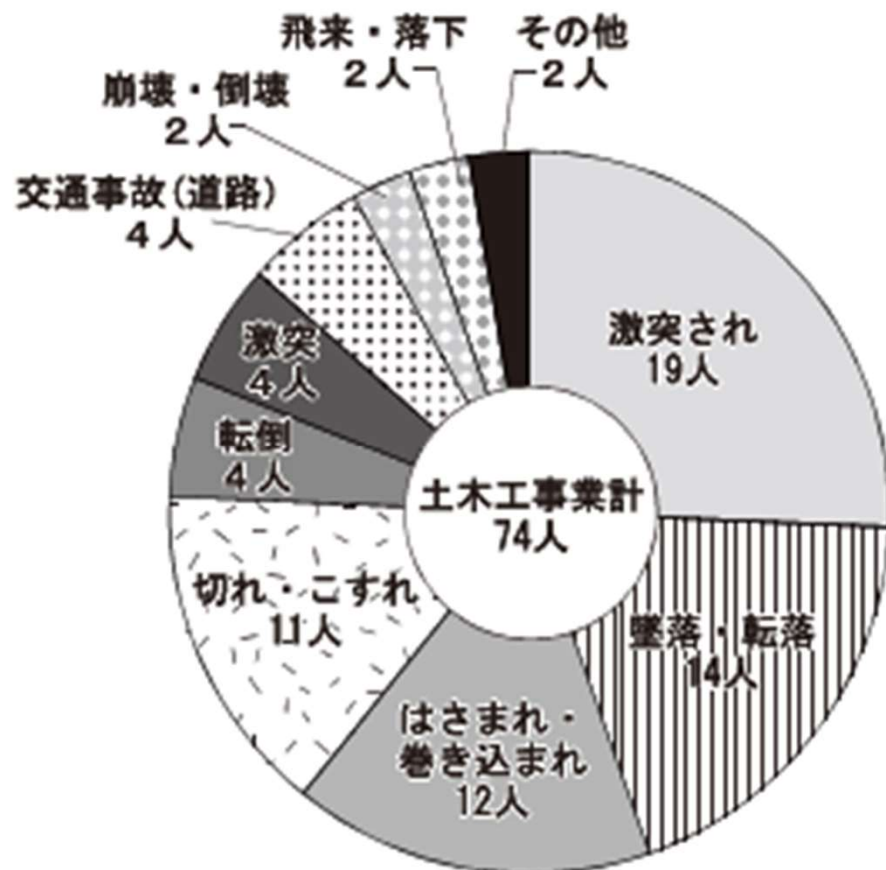
発令期間は終了したが、災害発生数は増加傾向であるため、注意が必要である。

労働災害発生状況

熊本県における労働災害発生状況の傾向

土木工事業における事故の型別労働災害発生状況

(事故の型別とは、どういう災害だったかを21項目に分類したもの)



・ 激突され (25.7%)、墜落・転落 (18.9%)、はさまれ・巻き込まれ (16.2%) の順で多い

・ 激突され

・ **重機作業半径内の立入禁止**

・ **重機走行経路と安全通路の分離**

の徹底が重要

・ 墜落・転落

・ 適切な昇降設備、手すりの設置

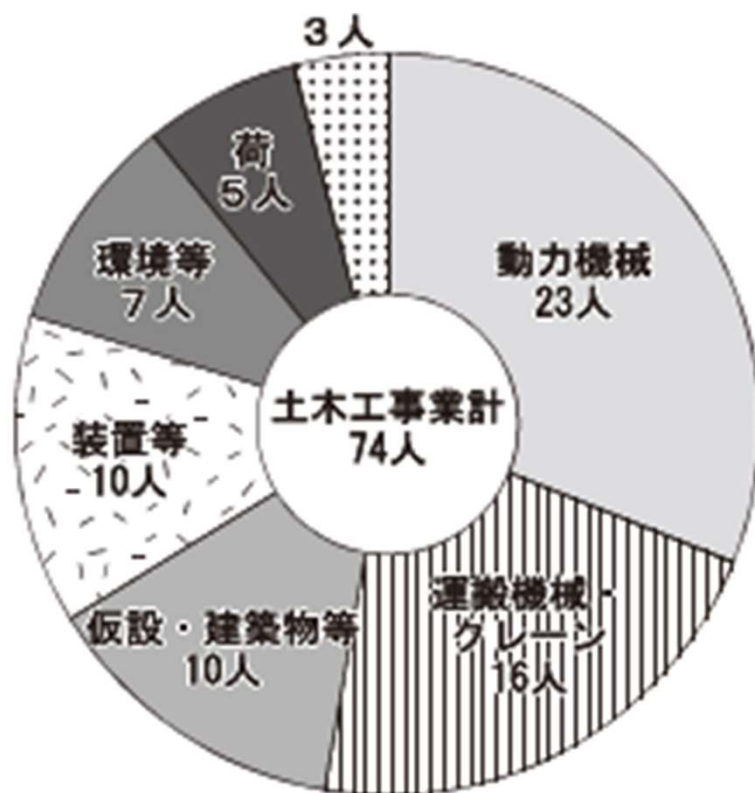
・ 適切な要求性能墜落制止用器具の使用

の徹底が重要

労働災害発生状況

熊本県における労働災害発生状況の傾向

土木工事業における事故の起因物別労働災害発生状況
(事故の起因物とは、災害をもたらすもととなったもの)

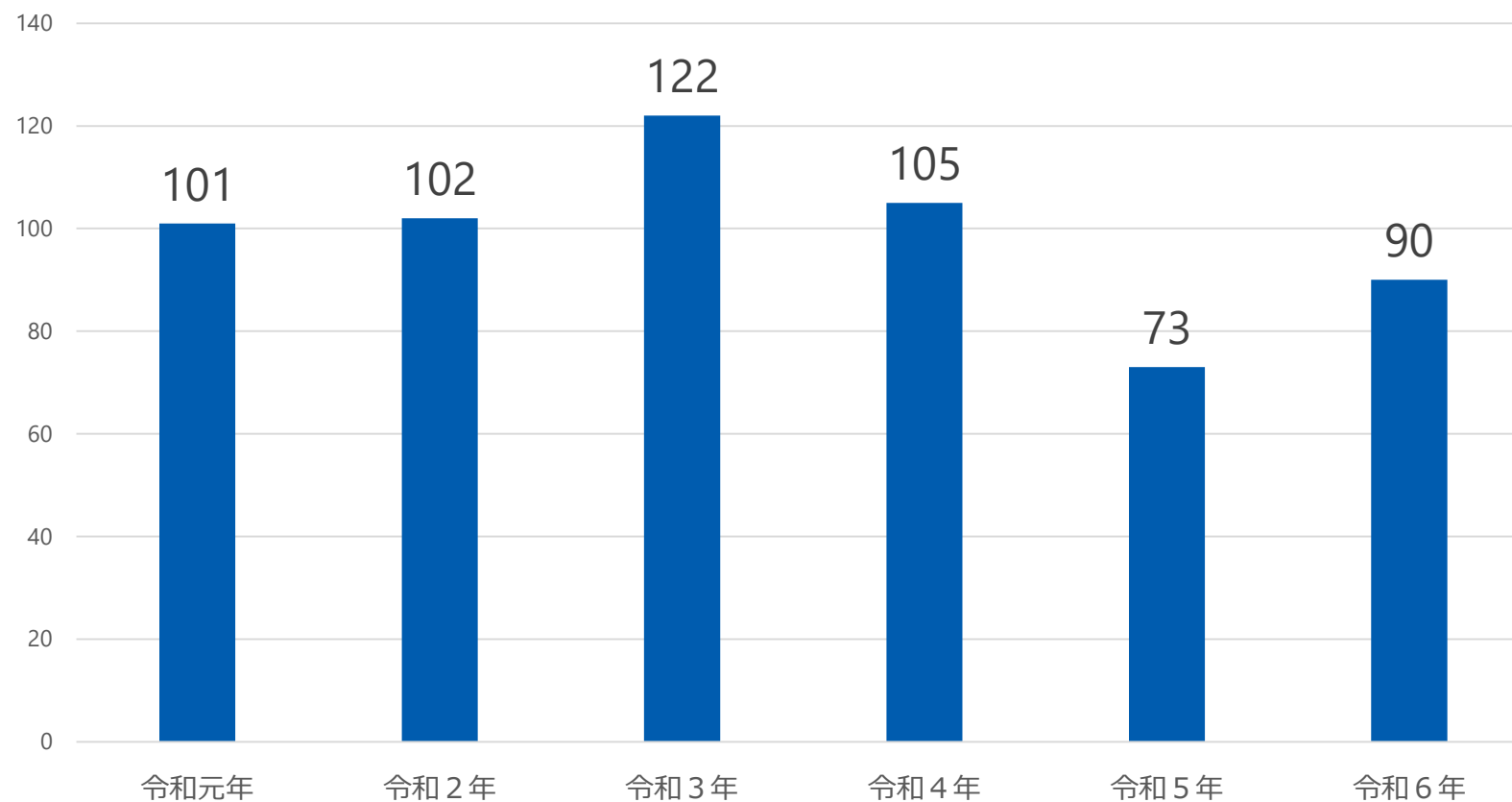


- ・動力機械（31.1%）、運搬機械・クレーン（21.6%）、仮設・建築物（13.5%）の順で多い
- ・重機やクレーンが起因する災害が半分以上を占めているため、作業半径への立入禁止やリスクアセスメントの徹底が必要
- ・仮設・建築物は足場等であるため、作業者が常に墜落する可能性がないような作業環境の保持が必要

労働災害発生状況

天草署管内における労働災害発生状況の傾向

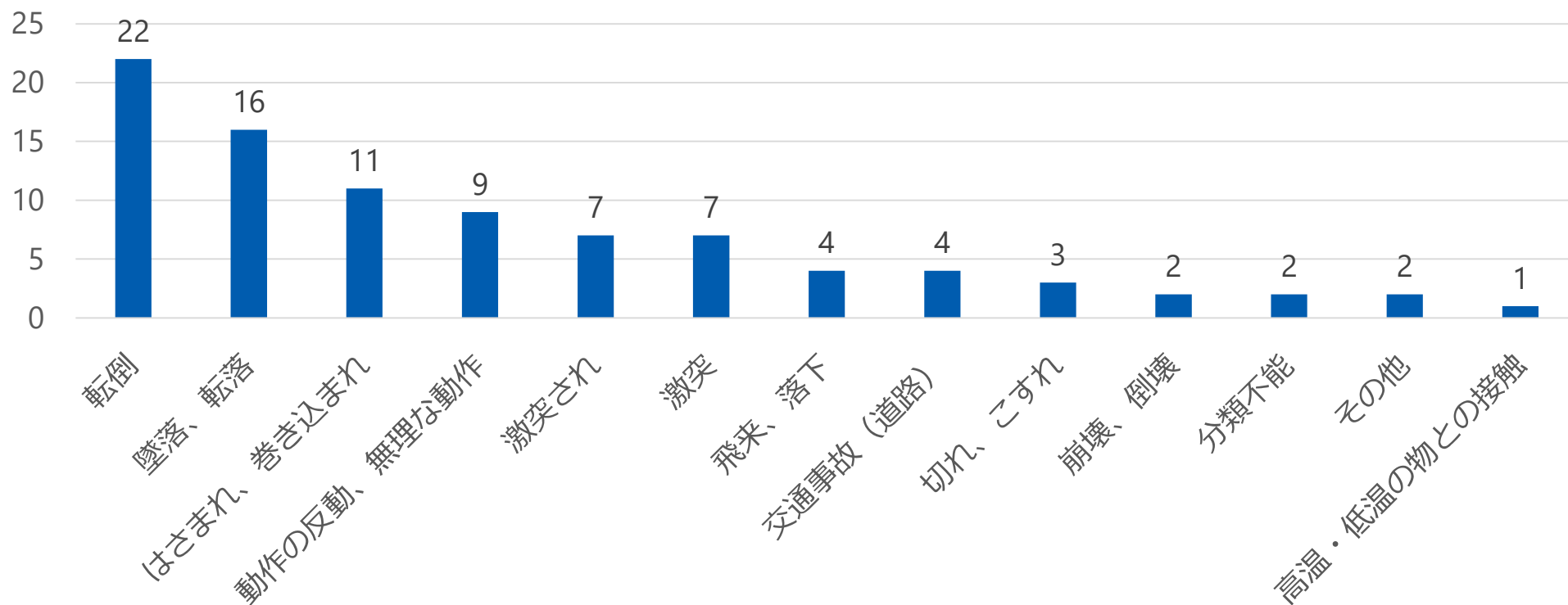
天草署管内における労働災害発生状況
(休業4日以上之死傷者数)



労働災害発生状況

天草署管内における労働災害発生状況の傾向

天草署管内における令和6年の労働災害の事故の型別件数



- 災害対策好事例

災害対策好事例（鹿島建設株式会社の例）

実施事項

デジタルサイネージで社長メッセージを周知する



災害対策好事例（鹿島建設株式会社の例）

実施事項

所長が社長メッセージを代読して、安全週間中の実施事項を説明する



災害対策好事例（鹿島建設株式会社の例）

実施事項

安全週間初日の安全大会で職長会から推薦された職方さんに安全表彰を手渡す



災害対策好事例（鹿島建設株式会社の例）

実施事項

朝礼後のKYでヘルメットとハーネス安全帯、保護メガネ、防じんマスクと持ち込み電動工具を再チェック



災害対策好事例（鹿島建設株式会社の例）

実施事項

現場にある作業台等を実際に使用する職方さん
全員でメーカーの点検表でチェック



実施事項

元請が設置した足場に不備がないかを点検表
に基づいて使用する職長がチェック



災害対策好事例（鹿島建設株式会社の例）

実施事項

「躯体施工中は踏み抜き防止インソール」ルールが守られているか点検



実施事項

仮設の分電盤が適切に管理されているか、持ち込み機械の定期点検の状況を確認



災害対策好事例（鹿島建設株式会社の例）

実施事項

職長会パトロールで、「安全基本行動」「開口部養生」「立入禁止措置」「熱中症対策」「産廃分別状況」を点検して、不具合をその場で是正



災害対策好事例（鹿島建設株式会社の例）

実施事項

発注者の安全担当部門と合同で現場パトロールを実施



実施事項

「資格者証の携行」、「立入禁止の表示」、「非正規の電動工具バッテリー持ち込み」を確認



災害対策好事例（鹿島建設株式会社の例）

実施事項

電気会社のパトロールで「感電防止対策」作業手順の順守状況を確認



実施事項

建災防と監督署（署長が参加）の合同パトロールを実施、その後に意見・情報交換をした。



災害対策好事例（鹿島建設株式会社の例）

実施事項

安全教育DVD「予定外作業、その定義と発生時のルールについて」を視聴、スポット・イレギュラー等作業発生時の一旦止め・手順の検討・リスク評価・周知し作業実施を確認



災害対策好事例（鹿島建設株式会社の例）

実施事項

「アスベスト作業区画で熱中症が発生」を想定して、救急者に乗せるまで手順・ルートを訓練



実施事項

災害再現CG動画を視聴した後に「不安全行動防止」対策について意見交換



災害対策好事例（鹿島建設株式会社の例）

実施事項

安全基本行動や災害再現CG動画を視聴して、「同種の災害を起こさない」ことを確認してから作業を開始



災害対策好事例（鹿島建設株式会社の例）

実施事項

作業場内各所にミストファンを設置し、屋外の作業箇所の近傍にもスポットクーラーを設置



実施事項

現場休憩所まで戻らなくても済むよう、作業場所近くに日除けができる場所を設置



災害対策好事例（鹿島建設株式会社の例）

実施事項

休憩室のクーラーには冷気が逃げないように仕切りシートも設置



実施事項

現場各所(棚足場上も)に工場扇を多数設置するつちもに階段室に送風機を設置



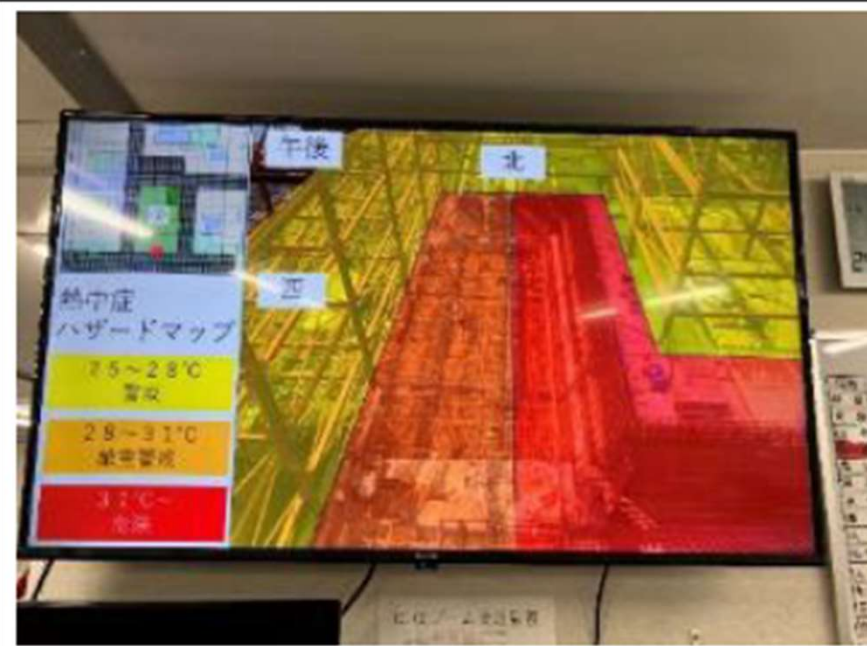
災害対策好事例（鹿島建設株式会社の例）

実施事項

「みまわり伝書鳩」で測定したWBGT値をリアルタイムにWowTalkで職長に連絡し、数値に応じて現場での声掛けを強化、休憩所のデジタルサイネージで情報を共有



実施事項



災害対策好事例（鹿島建設株式会社の例）

実施事項

日差しによる暑さを緩和できるよう、新規入場者教育時に「防暑垂れ」を無償で配付



実施事項

空調服を勧奨し、持っていない職方さんには当日「アイスベスト」を貸与



災害対策好事例（鹿島建設株式会社の例）

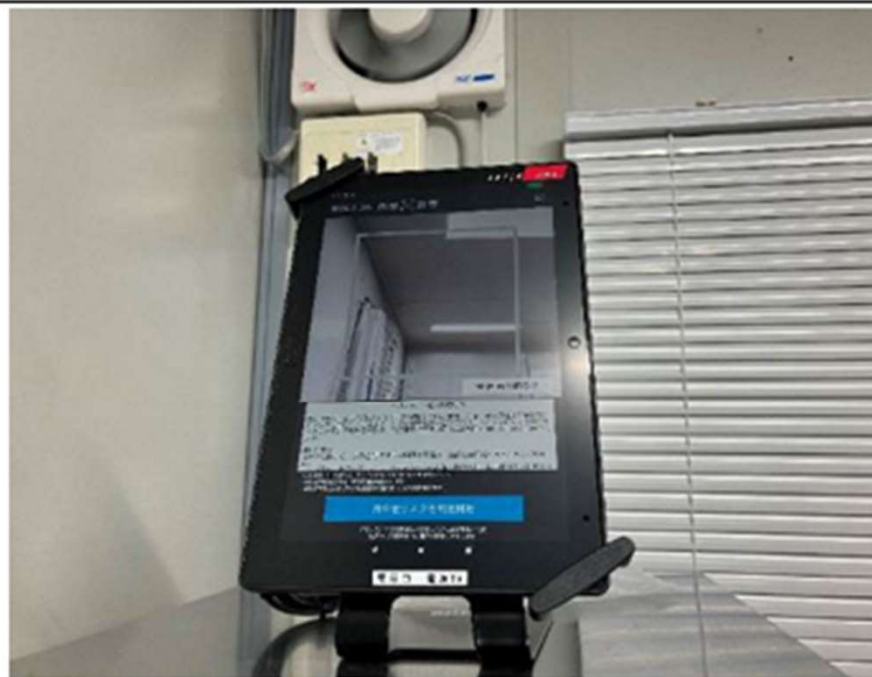
実施事項

休憩所に「熱中症対策応急キット」を常備して、職長・職方に知らせておく



実施事項

休憩所に「熱中症リスクAI判定カメラ」を設置し、熱中症の発症を未然に防げるように管理



災害対策好事例（鹿島建設株式会社の例）

実施事項

担当者・職長にWBGT値計を携帯させ、職方は管理熱中症対策アラートウォッチを着装



実施事項

動くことができない交通誘導員には、日除けパラスोलを設置し、クーラーボックスに飲料を常備



災害対策好事例（鹿島建設株式会社の例）

実施事項

朝礼時・作業中・作業終わりに“声掛け”し、体調に無理がないかを確認してドリンクを手渡す



実施事項

各自の健康状態を掲示板にメモ書きし、自分の状態を再認識するとともに、仲間健康状態を共有



災害対策好事例（鹿島建設株式会社の例）

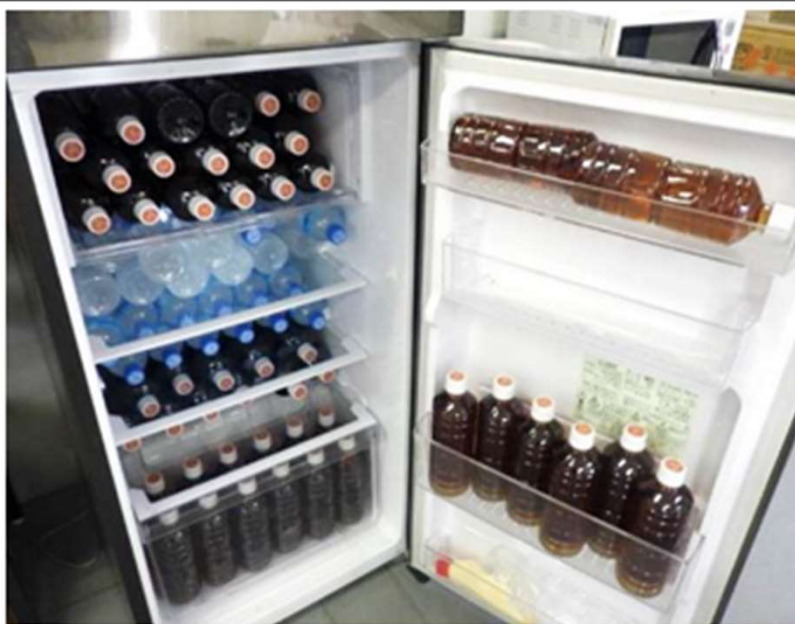
実施事項

自販機にはポカリスエット500mlを50円で販売



実施事項

休憩所にアルカリイオン飲料を冷やしておいて、
無償で配付



災害対策好事例（鹿島建設株式会社の例）

実施事項

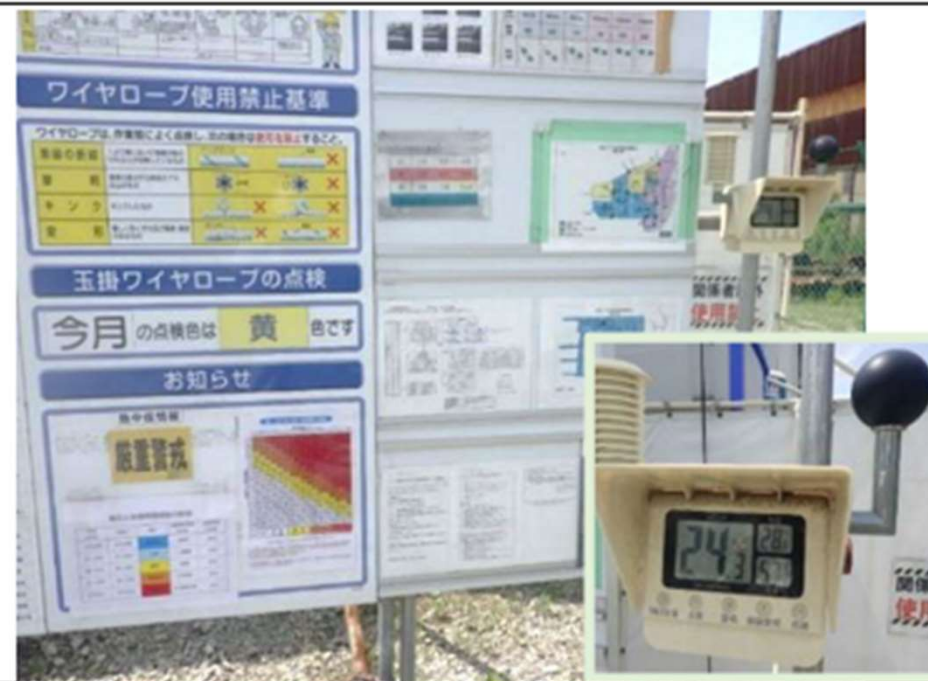
熱中症予防チェックシートによる体調管理



項目	チェック	数値	評価
体温	○	36.5	正常
脈拍	○	72	正常
血圧	○	116/66	正常
体重	○	60.0	正常

実施事項

安全掲示板に当日の予想WBGTを掲示することで朝礼時に注意喚起



- 熱中症対策の強化

熱中症対策の強化

熱中症の災害発生状況

- 近年は年間約30名の労働者の方が亡くなっている
- 建設業、製造業で多く発生しているが、その他の業種でも死亡災害は発生している
- 死亡災害は7月、8月に集中している
- 時間帯は一番暑くなる午後に限らずすべての時間帯において死亡災害が発生している
- 50歳以上が死亡災害の6～7割を占めているが、比較的若い層でも死亡災害が発生している。

熱中症死亡災害の9割以上が初期症状の放置・対応の遅れ

熱中症対策の強化

熱中症対策

とにかく

早く見つけて

早く判断して

早く対処する

ことが重要

今回の法改正は「体制整備」「手順作成」「関係者への周知」を事業者に義務付けたもの

熱中症対策の強化

熱中症対策（今回の改正について）

対象となるのは

「**WBGT28度**以上又は**気温31度以上**の環境下で**連続1時間以上**又は**1日4時間**を超えて実施が見込まれる作業

1. 「熱中症の自覚症状がある作業員」や「熱中症のおそれのある作業員を見つけた者」がその旨を報告するための体制整備及び関係労働者への周知
 2. 熱中症のおそれのある労働者を把握した場合に迅速かつ的確な判断が可能となるよう、
 - ①事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等
 - ②作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順の作成及び関係作業員への周知
- が義務付けられる

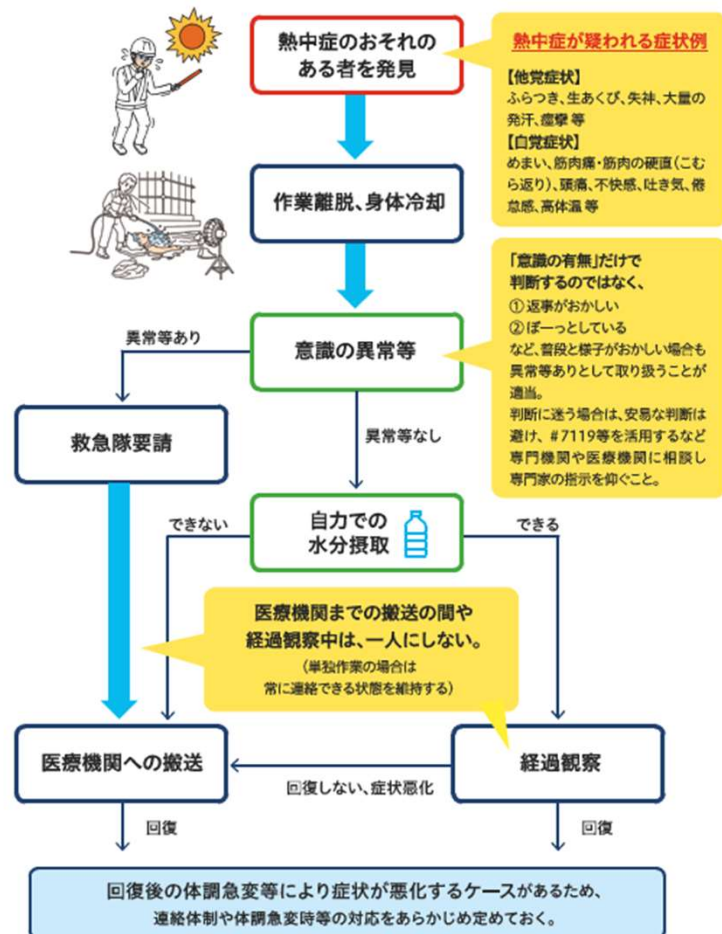
熱中症対策の強化

熱中症対策（今回の改正について）

熱中症のおそれのある者に対する処置の例

フロー図 ①

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



周知の具体例

- 緊急時の対応をフローチャート化したものを事務所や作業場の誰でも見ることのできる箇所に掲示
- 朝礼や打ち合わせ、会議等において連絡体制や緊急時の役割分担の周知を行う

- ご清聴ありがとうございました